

近況報告

名誉教授 加賀山 茂

明治学院大学を定年退職してから、1年半が経過しました。大分（日出町）での暮らしにも慣れて、元気に暮らしております。

最初の1年間は、研究会に出かける以外は、親孝行（父96歳、母92歳）をして、おとなしくしていたのですが、今年からは、吉備国際大学大学院（通信制）知的財産学研究科の特任教授となり、大分大学経済学部で「消費者と法」の非常勤講師をしたり、ロータリークラブの会員になったりして、結構、忙しい生活を送っております。

最近、明治学院大学で学んだ建学の精神“Do for others”の視点から、法定債権（契約外債権としての事務管理・不当利得・不法行為）を眺めると、これまでバラバラに考えられてきたこれらの債権・債務関係を“Do for others”における黄金律・白銀律・唐金律に即して、統一的な説明が可能であることを発見し、以下の本を発刊することになりました。

加賀山茂『求められる法教育とは何か—他者への貢献“Do for others”の視点から事務管理・不当利得・不法行為を考える—』信山社（2018/8/31）

本書は、100頁ばかりの小冊子ですが、最近話題となった「土俵上で倒れた来賓のため、女性たちが土俵に駆け上がって救護活動を行った事例」を例にとって、事務管理、不当利得、不法行為の関係を“Do for others”の視点から統一的に論じるという学問の最先端の領域に踏み込み

ながらも、ボランティア活動における法律、および、法教育の重要性をわかりやすく論じるというストーリー展開を行っております。

8月末に出版の予定ですので、お世話になった明治学院大学の図書館、法学部の先生方等に寄贈し、わずかばかりの恩返しをさせていただきつもりです。フレキャンの副教材とか、民法の講義であまり触れられることのない事務管理の補充教材などで利用していただけるのではないかと考えております。

今後も、雑誌論文、学術書の執筆をつづけてまいりますので、皆様のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

